

被爆75周年被爆二世シンポジウム・パート2

## 被爆二世集団訴訟の意義と展望

今年、原爆投下、日本の敗戦から、75周年を迎えます。原爆投下によって生み出された被爆二世は、原爆放射線の遺伝的影響を否定できない核の被害者として生きてきました。そして、全国被爆二世団体連絡協議会の活動は、国内では「原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟」をたたかい、国連人権理事会で自らの人権保障と核廃絶を訴えたことを契機に、被爆者が高齢化していく中、国際社会では、自らの体験を踏まえ、将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶を訴えるに至っています。被爆75周年を迎える今、被爆二世集団訴訟の意義について考え、今後の展望を切り開く一歩としたいと考えています。

多くの市民の皆さんの参加を呼びかけます。

日時：2020年8月8日（土）10時～11時30分

場所：長崎県勤労福祉会館4階第2・3中会議室（限定60人）

### パネリスト

丸尾育朗さん（長崎県被爆二世の会・会長）

「長崎県被爆二世の会の取り組み」

崎山昇さん（全国被爆二世団体連絡協議会・会長）

「被爆二世運動と行政の対応の経過」

中舗美香弁護士（被爆二世集団訴訟弁護団）

「被爆二世集団訴訟の意義と展望」

主催：全国被爆二世団体連絡協議会  
長崎県被爆二世の会

連絡先：長崎県被爆二世の会  
事務局長 崎山昇

090-2519-2066

## 長崎県被爆二世の会の県・市に対する取りくみ

2020年8月8日 丸尾育朗

私たちは毎年、長崎県・長崎市に対し被爆二世・三世に関する申し入れを行っています。長年申し入れを行っているのですが、「被爆二世・三世対策は国が国の責任で行うべき」から一步も踏み出していません。

しかし、被爆地長崎の行政である以上、国がどうあろうと、長崎にどのくらいの被爆二世がいるのかは、実態把握をすべきだし、それを行う責任はあるといえます。

被爆二世が最も多く存在しているにも関わらず、今日なお被爆二世がどのくらい存在しているのか実態把握すら行っていないのに、私たちの申し入れに対する回答の際、県・市が出来ると考えられるものでも、費用が少しでもかかると思われるものは、二世が「多い」ので出来ませんという回答が返ってきます。「数」を知らないにもかかわらずです。

私たちの申し入れ書の内容には、主に「国がすべきもの」と、県・市で出来るものがあります。国の部分は「国に伝える」だけでなく、何故必要なのか、その必要性を県・市が具体的に把握してこそ国に考えさせる事が出来るし、県・市が取り組む課題も明らかになると言ってきました。

実態調査に関しては、国への要請と同時に、県・市に対して、具体的に、国政調査や被爆者調査等に付随して出来るのではないかと、という提起をしていますが、未だ実施されていません。

2020年3月18日、長崎県被爆者手帳友の会や、長崎被爆二世の会、長崎県被爆二世の会の三者で、長崎市・長崎県に対して「被爆二世・三世に関する申し入れ」を行いました。

今年は被爆75周年という節目の年であり、被爆70年には二世検診に「多発性骨髄腫」の検査が追加された事を例に挙げ、長崎市、長崎県が国に要望していることや、私たちが市や県に要望していることが、何か前に進むように努力していただく事を要請しました。

また、市長や知事が私たちと直接会って話を聞き、被爆二世・三世が置かれている実態を理解した上で、検討する事を求めました。

その上で、重点課題について説明し、それに加えて、在外被爆二世の二世検診の居住国での受診について国へ要望することも（これまで長崎市は「在外被爆二世の方が、被爆二世の健康診断実施時期中に来日し申し込みをされたときは、受診出来るようにしている」と回答してきた）併せて検討を求めるとも

に、実現に向けた努力を要請しました。

なお、長崎市・長崎県への重点課題は以下の通りです。

- 1、国家補償と被爆二世・三世への適用を明記した被爆者援護法の改正を国に強く働きかけること。
- 2、自治体独自の援護対策を講じること。
  - ① 生活と健康についての実態調査
  - ② 健康診断の充実（ガン検診の追加）
  - ③ 医療の措置（再検査及び治療にかかる費用負担）
  - ④ 「被爆二世健康手帳（仮称）の発行
  - ⑤ 健康診断の被爆三世への受診拡大

\*ガン検診については、健康促進法以外に被爆二世・三世としての実施を

\*医療費負担の実施を

今年7月、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）が国に要望書を提出しました。その中で第六項目に次の通り要望しました。

## 6 被爆二世の健康診断内容等の充実（原援協）

被爆二世については、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきています。平成28年度（2016年度・被爆70年）から被爆二世健康診断に多発性骨髄腫検査が追加されましたが、その他の「がん検診」の項目の追加、並びに健康管理のための手帳等の交付について検討していただくとともに、その前提として被爆二世の実態調査を行っていただくよう要望します。

また、在外被爆二世も健康不安を抱いていることから、国内の被爆二世と同様な健康診断を導入していただくようお願いいたします。

長崎市として、健康管理手帳の発行・在外被爆二世に対し、日本国内同様居住国での検診を、という更に一步すすめた要望書を提出して頂きました。

（「被爆二世健康手帳の交付」については、書式等について検討する旨の国からの回答がありました。国が発行するのか、各自治体に形式のみ紹介するのか、今後全国二世協と厚労省の間で論議をする。）

援護法には、まだまだ積み残した課題があります。そのため、行政サイドと国との話し合いの場が設けられています。

\*長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）

長崎市独自で厚労省に要望

\*広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）

広島県知事・広島県議会・広島市長・広島市議会

長崎県知事・長崎県議会・長崎市長・長崎市議会

の八者で協議して7月に厚労省に要望（回答8，6・8，9）

がん検診については、広島県の壁が厚く、「がん検診」の追加文言が取り入れられず、「診断内用等のより一層の充実を図っていただきたいという文言。また、在外被爆二世の文言もなし、という要望に留まっています。

## 第5 被爆二世の健康診断内容等の充実（2019年・八者協）

被爆二世健康診断は、健康状況の把握と健康不安の解消を図る観点から、希望者に対して実施されている。

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世はがんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。

平成28年度から多発性骨髄腫検査が追加されたが、引き続き被爆二世の置かれている立場を理解して、被爆二世健康診断内容等の一層の充実を図っていただきたい。

国がこれまで回答してきた内容と全く変わりなく、内容の充実と言いつつ、何を求めるのか、ガン年齢には到達し、現実に罹患し亡くなっているにもかかわらず、何の要望もないとしか言いようがありません。

## 被爆二世運動と行政の対応の経過

— 被爆二世集団訴訟へ向けて —

全国被爆二世団体連絡協議会 会長 崎山昇

2020. 8. 8 被爆75周年被爆二世シンポジウム・パート2

### 1 被爆二世の組織化、被爆二世健康診断の実施、統一要求書の提出1973~1987

原爆二法(医療法1957、特別措置法1968)制定以降、厚生省は「二世への影響はない」と二世健康診断の実施を頑なに拒否。1973年7月初めて広島で被爆二世の団体が誕生。1975年前後に広島・長崎はじめ各地に二世組織が誕生し、要求が高まる。厚生省は「放射能と遺伝との関係はある」が現時点での影響は解明されていないので不要。1975年4月以降、院社労働委員会が、希望者に対する健康診断を行わない姿勢。1977年途中、局長が交代し、78年4月の衆院社労委員会での議論を経て、78年8月厚生大臣が「来年度から希望者に限り健康診断を行う」と発言。1979年7月、厚生省が「被爆二世健康診断」を公表し第1回実施。

### 1980年12月 原爆被爆者基本問題懇談会答申(科学的・合理的根拠)

1982年3月 国(厚生省)へ二世団体として初めて被爆二世の「統一要求書」提出し、6月に厚生省が見解を発表。被爆二世を約40万人と推定し、以下のことを要求。

- (一) 原子爆弾被爆者の子や孫(以下、それぞれ被爆二世・三世と呼ぶ)の生命・健康・生活などの基本的人権を保障するために、被爆二世・三世の生活および健康の状態を実態的に把握していくための施策を要求する。
  - ① 被爆二世・三世の生活と健康の状態についての実態調査の実施
  - ② 包括的医療の観点に立った被爆二世・三世健康診断の実施
- (二) 現行「原爆二法」による施策を、被爆二世・三世に対して即時に適用すること。
- (三) 原爆被爆者および被爆二世・三世に対する国の責任を明確にした被爆者援護法を制定すること。

引き続き、厚生省交渉を行いながら、被爆者援護法制定要求中央行動に参加していく。

### 2 全国被爆二世協結成、原爆被爆者援護法制定と「二世要求」実現の運動1988~1995

1988年12月全国被爆二世協発足。  
活動方針 被爆者援護法制定と「二世要求」実現の運動  
日本の戦争責任を明確にし、国家補償の原則にもとづく「被爆者援護法」の制定は、被爆者の切実な要求であり、二世の基本的要求の一つである。そこで、各県被爆者団体、総評被爆連、原水禁などと支持、協力の関係をもち「被爆者援護法」制定の運動と、被爆二世への「医療補償」を基本とする「被爆二世基本要求」を実現を強化する。当面、被爆二世対策を団体と厚生省との協議を基本に、二世健康診断の徹底と改善、「二世実態調査」と「医療補償」の実施を求める行動を行う。

57

- 1989年12月自民党を除く全野党および会派の共同提案で「原爆被爆者等援護法案大綱」が参議院に提出され、可決。その後、衆議院で廃案。  
(子又は孫に対する適用等)＝被爆二世・三世条項
- 第四十条 都道府県知事は、次の各号に掲げる者から申し出があった場合には、当該各号に掲げる者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。
  - 一 第二条各号に掲げる者の子
  - 二 前号に掲げる者の子
  - 三 前項各号に掲げる者で、原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として政令で定めるものにかかっている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、第二条各号に掲げる者となみなしてこの法律の規定(被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。)を適用する。
- 1992年4月野党6会派共同提案の「原子爆弾被爆者等援護法」が再び参議院で可決。その後、自民党が衆議院で審議未了にし、廃案。

- 1994年12月被爆者援護法が可決、成立。1995年7月施行。被爆二世・三世条項は盛り込まれず、衆議院で附帯決議が議決された。  
(附帯決議)政府は法の趣旨を踏まえ、特にその実現に努めるべきである
- 五 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及び対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

### 3 被爆者援護法施行以降の厚生省交渉

1995～1996

- 被爆者援護法の制定、施行という環境の変化を受けて、何を中心に交渉を行っていくか、検討が行われている。
- 1996年7月厚生省交渉  
前文で「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が成立し、一年半が経過しました。しかし、被爆二世・三世に対する救済措置については法的に根拠が無いということから、全く救済の道は開かれていない現状です。現在、被爆二世・三世は被爆者である親と同じく、健康不安を抱え、又人によっては病氣と闘いながら日々の生活を送っています。このような現状を見るとき私達は、衆議院において採択された附帯決議にもあるように二世・三世に対する対策の充実を求めざるを得ません。」と次のことを要求しています。

- (1) 国の戦争責任を明確にし、国家補償の原則に基づく原爆被爆者援護法に法改正すること。
- (2) 援護法に被爆二世・三世条項を追加し、次の二点について法制化を図ること。
  - ① 都道府県知事は、申し出のあった被爆二世・三世に対して健康診断を行うとともに、公的な被爆二世・三世手帳を発行し、健康管理に役立てられるようにすること。
  - ② 原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として政令で定めるものにかかっている旨の都道府県知事の承認を受けた被爆二世・三世に対して、認定疾病医療費の給付、一般医療費の支給、医療手当及び介護手当での支給を行うこと。
- (3) 被爆二世・三世の生命、健康、生活、基本的人権を保障する立場で、被爆二世・三世の生活及び健康の状態を実態的に把握していくための施策を実施すること。
  - ① 被爆二世・三世の生活と健康について実態調査すること。
  - ② 包括的医療の観点に立った被爆二世・三世健康診断を実施すること。

#### 4 放射線影響研究所の被爆二世健康影響調査をめぐる厚生省との交渉1997~2000

- 1997年8月、放射線影響研究所(放射研)が被爆二世健康影響調査(二世調査)計画を発表し、この問題が大きな課題となり、全国被爆二世協では、この二世調査が真に科学的調査となり、国の二世対策につながるようにと、放射研や厚生省との交渉を積み重ねた。
- 放射研とは、1997年11月から、1999年2月まで、9回に及ぶ交渉・協議を重ね、その結果、1999年5月、放射研の長瀧理事長と全国被爆二世協の平野会長が「被爆二世健康影響調査計画」についての確認書を締結し、「この調査により原爆放射線の遺伝的影響の有無や被爆二世の健康実態の科学的解明がなされ、この調査が二世問題の解決の重要な契機になることを願ってやまない」と確認した。

- 厚生省とは1999年11月から、2000年9月まで、2回の折衝を含む10回にも及ぶ交渉を重ね、2000年10月、厚生省保健医療局の青柳親房企画課長が、全国被爆二世協との交渉の場で、厚生省の態度表明を行い、被爆者援護法制定時の「附帯決議が二世問題を行政として進めていく基本である」ことを表明した。
- 「...私共は被爆者援護法が勿論第一、私共のよって立つ基本であると同時に、この付帯決議というものも、いわば立法者たる国会の意志が表明されているもの。従ってこれを遵守するということが私共行政を、言わば被爆者行政を行う上での出発点・原点であるとうと認識しています。...従って...付帯決議の5項目め...これが私共、この二世問題を行政として進めていく基本であるとうふう考えています。」

#### 5 附帯決議を遵守せず「科学的知見」がないことを理由に要求を拒否し続ける厚生労働省2001~2004

- 2000年10月の厚生省保健医療局企画課長の態度表明以降、全国被爆二世協は、この態度表明と付帯決議に基づき、厚生労働省に対して、被爆二世・三世に対する国の援護対策を求め続けましたが、原爆放射線の遺伝的影響があるとの「科学的知見」が得られていないことを理由に、厚生労働省は全国被爆二世協の要求を拒否し続けました。

#### 6 国会議員への院内学習会を重ねながら政治的解決をめざす全国被爆二世協2001~2005

- 全国被爆二世協は、厚生労働省交渉を積み重ねながら、その一方で、国会議員に被爆二世・三世対策の法制化へ向けて国会での議論をお願いするため、被爆二世問題への理解を深めてもらおうと院内学習会を行うとともに、国会議員に働きかけ政治的解決をめざした。
- 2001年1月 初めての院内学習会
- 2005年4月 国会質問
- 2005年5月 被爆二世の健康診断の充実に関する質問主意書  
厚生労働省では被爆二世には放射能に起因する健康被害はないとしている。なぜそのような予見に基づいた対応を行政が行うのか。
- 2005年6月 答弁書 遺伝的影響があるという科学的知見は得られていない。このため、厚生労働省では、現在のところ、「被爆二世」には放射能に起因する健康被害はないと考ええており、遺伝的影響があることを前提とした施策も行っていない。

### 7 37万筆を越える「原爆被爆二世の援護を求めめる書名」にも動かない厚生労働省2006~2014

- 全国被爆二世協は厚生労働省交渉を積み重ねたが、「原爆放射線の遺伝的影響がある」という科学的知見が得られていないことを理由に、厚生労働省は要求を拒否し続け、国会議員による国会質問や質問主意書の提出も行ってききましたが、日本政府、厚生労働省の姿勢は全く変わらなかった。
- そのような中、全国被爆二世協は2006年1月の総会で、被爆二世問題を国民的課題に押し上げ、被爆二世の組織化の広がりをめざすため、「原爆被爆二世の援護を求めめる書名」を全国的に取り組むという活動方針を決定した。

### (署名の内容)

「被爆者援護法」を国家補償と被爆二世への適用を明記した「被爆者援護法」に改正すること。

- ①被爆二世健康診断にガン検診を加え、充実させること。
- ②健診の結果に応じた医療措置を行うこと。
- ③被爆二世の実態調査を行い、被爆二世へ「被爆二世手帳」を発行すること。
- 1年間かけて362,463筆を集約し、2007年2月国会議員立ち会いのもと、厚生労働省外口保健局長に提出した。その後、2007年9月第4回院内学習会で8,662筆(累計371,125筆)、2010年1月の2年4ヶ月ぶりの厚生労働省交渉で4,790筆(累計375,915筆)、2014年1月の厚生労働交渉で2,081筆(累計377,996筆)、同年7月の厚生労働省交渉で133筆(累計378,129筆)を追加で提出したが、厚生労働省は全く動かなかった。

### 8 援護法改正に向けて政治的解決をめざし奔走する全国被爆二世協2007~2009

- 2007年9月 第4回院内学習会
- 2008年2月 国会議員要請行動
- 2008年3月~2009年3月  
自民党・公明党の与党も、民主党もマニフェストに盛り込むなど被爆者対策は大きな政治課題の一つ。当時の大きな課題、①原爆症認定問題、②在外被爆者問題、③被爆体験者問題、そして、④被爆二世・三世問題。与党は被爆者問題に関する与党プロジェクトチーム(PT)で検討、民主党は被爆者問題議員懇談会で検討。民主党は被爆二世・三世問題を含めて援護法の改正を検討していた。全国被爆二世協は、「被爆二世・三世案項」の追加を求めて話し合いを重ねた。
- 2009年9月 民主党政権誕生、援護法改正の話しは頓挫

### 9 民主党政権のもとでも「新たな科学的知見」が障壁となる厚生労働省交渉2010~2012

全国被爆二世協は、民主党政権のもとで、厚生労働省交渉(2010年1月、9月、2011年10月)を再開し、2012年7月には、厚生労働省政務官とも話し合いの場を持ちましたが、「新たな科学的知見」が、民主党政権のもとでも障壁となり、全国被爆二世協の度重なる要請にも関わらず、要求が前に進むことはなかった。

そして、2012年11月 民主党政権は終わった。



10 自民党・公明党連立政権のもとでの厚生労働省交渉 政治的解決、行政的解決が困難な中、やむなく司法 場の解決を決意した全国被爆二世協2014~2017

- ・2014年1月、全国被爆二世協は、自民党・公明党連立政 権になって、初めての交渉を行ったが、「二世への放射線の 影響は認められないので新たな施策はできない」という姿勢 は変わらなかった。
- ・2014年2月の総会で、活動方針に「裁判闘争を視野に入 れた対応を検討します」と盛り込んだ。
- ・その後も、2014年7月、2015年2月、12月と厚生労働省 交渉を重ねるが、2016年から二世健診の一般検査に多発 性骨髄腫の検査が盛り込まれるに止まる。
- ・2016年2月の総会で「裁判を通して、被爆二世に対する援 護対策の実現を目指す」との方針を決定し、その後、弁護団 と訴訟の準備を進め、2016年12月の厚生労働交渉で、裁 判を準備していることを通告し、2017年2月やむなく集団訴 訟を提起することになった。

ご静聴ありがとうございます。

9

# 被爆二世集団訴訟 ～意義と展望, 現在の訴訟経過について～(2020/08/08)

被爆二世国家賠償請求訴訟弁護団

弁護士 中舗 美香

## 第1 被爆二世集団訴訟の意義と展望

### 1 意義

立法の契機

放射線被曝の遺伝的影響についての問題提起

核兵器廃絶への訴え

### 2 訴訟の内容

#### (1) 請求の内容

「被告は、各原告に対し、10万円を支払え」

立法不作為による国家賠償請求

＝原告らが求める法律を作らないことで原告らに生じた損害を賠償せよ  
(ここで言う「損害」＝精神的損害)

#### (2) 原告らが求める法律の内容

ア 被爆二世を被爆者援護法に規定する援護の対象とすること、すなわち被爆者援護法1条の「被爆者」に被爆二世を加えること

＝「第五の被爆者」

イ (アがダメでも)

被爆二世を被爆者援護法7条に定める「健康診断」の対象者とし、その健康診断の結果同法27条に定める「健康管理手当」の支給対象とされている疾病に該当すると診断された場合は、申請により被爆者健康手帳を交付し、同法に基づく援護措置を執ること

＝第一種健康診断受診者証と同様の扱い

ウ (ア, イがダメでも)

被爆二世にも被爆者援護法上の健康診断を実施することを定め、その結果原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として定められた疾病に罹患しているとの認定を受けた者は同法上の「被爆者」として同法2条に定める被爆者健康手帳を交付し、同法に基づく援護措置を執ること

＝参議院を可決した法案

#### (3) (2)の法律を作らない(＝立法不作為)ことの違法性

ア 立法をしないことが違法になる基準

「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を

違法に侵害することが明白な場合」(最高裁平成17年9月14日判決) → 国賠法上違法

イ 本件立法不作為が侵害している憲法上の権利

憲法13条：生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利

> 原爆放射線が二世の生命、身体を侵害する

憲法14条：平等権

> 一世、胎児被爆者および二世被爆者は、いずれ同様に「身体に放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」なのであるから、一世および胎児被爆者は援護の対象とし、二世は対象外とするのは、不合理な区別である

(4) “放射線の遺伝的影響”は裁判にどう関係するか

→ 本件立法不作為の憲法13条違反、憲法14条違反を基礎づける重要な根拠

### 3 主要な争点

(1) 立法不作為の違法性についての争点

(2) 立法義務を生じさせるための、放射線被曝の遺伝的影響についての科学的裏付けの程度

国の見解 : 現在の最新の知見でも、ヒトに親の放射線被曝による継世代的影響があることは科学的に証明されていない。立法不作為を違法と言うには、科学的証明が必要。

原告らの見解 : 現在の研究結果で、立法義務を生じさせるに十分。ヒトについての科学的証明までは不要。

### 4 展望

勝訴しても原告らが各自10万円もらえるだけ？

→ 行政は適法でなければならない。

「違法」と判断されたやり方は維持できない

→ 立法措置へ

## 第2 裁判の経過および内容

### 1 提訴

(1) 広島地裁

第1次提訴 平成29年2月17日 原告22名

第2次提訴 平成29年6月15日 原告4名

(2) 長崎地裁

第1次提訴 平成29年2月20日 原告25名

第2次提訴 平成29年5月24日 原告1名

(以下、長崎地裁係属の裁判のみ)

2 第1回期日：平成29年6月5日

(1) 原告側

意見陳述 原告2名，代理人1名

(2) 被告の答弁

答弁書「原告らの請求を棄却する判決を求める」

3 第2回期日：平成29年9月26日

(1) 原告側

追加提訴の原告1名意見陳述

(2) 被告側

【第1準備書面】提出

■立法過程における二世被爆者についての検討

>>被爆者援護法制定過程における二世に関する委員会答弁等を引用

「白血病が二世に遺伝的に影響があるのかないのかという点の論争も、学者の研究の成果で、いま、わかっている段階では、白血病の遺伝的な要素はきわめて消極的である」

「二世、三世というか、従来、当時の被爆者の子どもに対する影響という問題については、各方面で実は研究がございまして、ABCCと和が国立予防衛生研究所との共同におきまして、原爆被爆者の二世における白血病に関する研究について、(中略)研究がなされております。結論といたしましては、いまのところ直接的な因果関係を見出すことはできません。」

「少なくとも現在まで、特に放射線影響研究所において行いました研究におきましては、三十数年たっておるわけですが、いままでの研究の中で、やはり被爆二世に関しまして、何も普通の人と特に変わった死亡の状況にない、あるいは死産とか、そういうことを含めまして、いままでのところ何にも証明されておられません。」

■立法不作為が国賠法上違法の評価を受けるのは極めて例外的な場合に限られること

>> 在宅投票制度廃止事件：最高裁昭和60年11月21日第1小法廷判決

「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであつて、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」

■二世を援護法の適用対象としない立法不作為は、国賠法上違法の評価を受けないこと

>> 「戦争被害は、戦時という国の存亡にかかわる非常事態においては、国民が等しく受忍しなければならなかった性質のものである。したがって、このような戦争犠牲ないし戦争損害に対する措置は、憲法の全く予想しないところであり、これらに対しては単に政策的見地からの配慮が考えられるにすぎず、適宜の立法措置を講じるか否かの判断は、国会の裁量的権限に委ねられるものと解すべきである。」

「この点、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害である（被爆者援護法前文）ものの、その対策は、国民の租税負担によって賄われるものであつて、国の財政事情を無視することができず、他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生じさせないようにしながら、公正妥当な範囲による措置を講ずべきものであるから、立法措置を講じるか否かの判断が国会の裁量的判断に委ねられることに変わりない」

「したがって、被爆二世を援護の対象とする本件各立法行為を行わなかった国会議員の立法不作為が、前記の例外的場合に当たると解する余地は無い」

■被爆二世に遺伝的影響があることを前提にして援護法が憲法違反であるとする原告の主張は、前提を欠き失当であること

>> 「被爆二世が発がんリスク増加などの遺伝的影響を受けることが科学的に認められるものではない」

「現在の科学的知見によつても、親の原子爆弾による放射線被曝により、その子どもの疾患や障害等に対して遺伝的影響が生じることは認められていない」

4 第3回期日：平成30年2月6日

(1) 原告側

【準備書面1】提出

■被告は、被爆者援護法が国家補償的側面をもつ、という重要な点を無視

している

>> 「『被爆二世に放射線による健康への影響について科学的な証明がなされていない』として援護の対象とすることを否定しようとする被告の主張は、被爆者援護法の基本的な趣旨を全く理解しないものと言わねばならない。」

「法の『国家補償的』側面...被告はこの重要な点を全く無視し、法適用の範囲をいかに狭めるか、と汲々（きゅうきゅう）としているのである。」

■動物実験で、放射能被曝による継世代的な健康影響が出るのが既に科学的に証明されていること

>> ・マラーによるショウジョウバエの実験

→ショウジョウバエにエックス線を照射

潜在致死突然変異の誘発頻度が、線量依存的に増加

・ラッセルによるメガマウス実験

→親世代のマウスに放射線を照射

特定遺伝子座位の突然変異の誘発頻度を調査

親の放射線被曝により次世代の突然変異が誘発されたことを発表

・野村大成教授によるマウス実験

→親世代のマウスに放射線を照射

親の放射線被曝によって、次世代に癌などの多因子疾患が誘発される、という健康影響を証明

・ジェフェリーや丹羽らによるマウス DNA 反復配列の突然変異の研究

→雄マウスへの放射線照射によって子どもの DNA 反復配列の突然変異率が線量依存的に増加することを観察

DNA レベルでの突然変異の誘発は、放射線被曝によって次世代に遺伝的不安定性の増大をもたらされることを示唆している

▶ マウスで証明された放射線の遺伝的（継世代的）影響は、ヒトにも遺伝的影響が生じることを推測させる。

■ヒトでも、親世代の放射能被曝の継世代的健康影響を示唆する研究結果があること

>> ・ガードナーの疫学調査

→イギリスのセラフィールドの核再処理工場の男性従業員で100ミリシーベルト以上の被曝歴のある労働者の子どもは白血病と非ホジキンリンパ腫のリスクが6～8倍ほど高いことが判明

・ディキソンらの研究

→父がセラフィールドで働いていた子どもの白血病と非ホジキンリンパ腫のリスクが有意に増加していることが判明。

・鎌田七男らの研究

→両親がともに被爆している場合は片親のみが被爆している場合に比して、白血病発症の頻度が有意に超過していたことが判明

・放影研の研究

→その手法について批判あり

…放射線による遺伝的影響を検出するための指標の適否，調査集団の大きさや調査期間の限界など

(2)被告側

なし

5 第4回期日：平成30年6月19日

(1)原告側

なし

(2) 被告側

【第2準備書面】提出

■親の放射線被曝により被爆二世に健康影響が生じることの立証責任は，原告らにあること

・（立方不作為が違法というのであれば，）原告らが，親の放射線被曝により被爆二世に健康影響が生じることが科学的知見に基づき高度の蓋然性をもって立証すべき

→ 立証責任論へのすり替え

■親の放射線被曝によって被爆二世の健康に影響が生ずることを示す科学的知見は存在せず，原告らが指摘する研究報告等をもって，これを認めることはできない

・最新の見解においても，親の放射線被曝による遺伝的影響として明白に確認されたものはない

・マウス等の動物実験の研究結果をもって，人間に遺伝的影響が生じることが証明する科学的知見とはいえない

・ヒトについての調査研究結果によっても，親の放射線被曝により被爆二世の健康に影響を生じたことが科学的知見に基づき証明されたとは認められないこと

▶ 立法義務を基礎づけるために「科学的証明」まで必要か

6 第5回期日：平成30年10月16日

(1)原告側

【準備書面2】提出

■被告は、原爆被爆者対策基本懇談会設置（いわゆる「基本懇」）が被爆者対策の基本理念であると主張しているが、被告はその趣旨を正しく理解していない。

>国の主張：

被爆者対策の基本理念＝他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生ずると、容易に国民的合意を得がたく社会的公正を確保できない、原爆被爆者対策も国民的合意を得ることのできる公正妥当な範囲に止まらなければならない。

被爆者対策の在り方＝放射線被曝の程度、被曝による放射線障害の程度は、人によって異なるので、これに対する対策の必要性は、人によって著しく異なる。したがって「今後の対策は、画一に流れることを避け、その必要性を確かめ障害の実態に即した適切妥当な対策を重点的に実施するよう努めるべきである。」とし、「『公平の原則』は絶えず考慮しながらも、『必要の原則』を重視し、現実の必要に応じ手厚い行き届いた対策を講ずべきである」。

原爆放射線の遺伝的影響＝「現在までのところ有意な影響は認められていないものの、さらに研究を重ねる必要がある。」

■基本懇が作成される際になされた議論の経緯を前提とすると、基本懇の実態は、「被爆者対策をこれ以上拡大しない、科学的根拠の存在があることを条件付けて被爆者援護を限界付け、これ以上は拡大しないという方向性を示したもの」である。

(2)被告側

なし

7 第6回期日：平成31年2月4日

(1)原告側

【準備書面3】提出

■遺伝的影響の科学的「証明」は不要である。

> 援護法上の援護対象の「被爆者」となるには、「原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」（被爆者援護法1条3号）事実があれば足りるのであり、該当者について放射線被曝による健康影響が科学的に証明されていることが援護の根拠ではない

■放射線被曝の遺伝的影響についての被告第2準備書面の主張が失当であること

> 被告の反論（被告第2準備書面）に対する再反論

・UNSCEARは、ヒトに対し手も放射線被曝の遺伝的影響があることを前提として



いることは明か

- ・突然変異出現のメカニズムの未解明を理由に、放射線照射による遺伝的影響出現の可能性を否定することはできない。
- ・ガードナーやディキンソンらの研究結果は、遺伝的影響を示唆する結果であることは明か
- ・2012年の鎌田らの研究成果を否定することは妥当でない
- ・放影研の被爆二世健康影響調査は、様々な問題や限界があり、遺伝的影響を積極的に否定する研究結果ではない

(2)被告側

なし

8 第7回期日：平成31年5月21日

(1)原告側

【準備書面4】提出

■被告の原爆二法及び被爆者援護法に関する基本的姿勢とこれに対する司法判断の経緯

>被爆者援護法に関わる行政訴訟では、行政の敗訴率が極めて高い。

このような状況が生じている法分野、すなわち原爆援護法とはいかなる法律であるのか、その趣旨が改めて確認される必要がある。

これまで、国の被爆者援護行政の誤りが司法によって批判され、正されてきた経緯がある。国は、被爆の実相にせまり被爆者の救済を図るのではなく、被爆の実相をできるかぎり極限的に捉え、本来援護の対象とすべき被爆者を切り捨てようとしてきたのである。

■在外被爆者訴訟、原爆症認定訴訟の歴史

>被告国の原爆関連法に対する基本的な姿勢に問題があると結論づけざるを得ない

(2)被告側

【第3準備書面】提出

■本件立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法の評価を受ける余地はない

>昭和60年最高裁判決の基準

...本件立法不作為は、憲法上保障されている権利利益を誓約するものではなく、本件各立法行為が国民に憲法上保障されている権利について、これを行わせる機会を確保するための立法措置に当たるともいえないから、本件立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法の評価を受ける余地はない。

■憲法13条は、被爆二世について、被爆者援護法と同等の援護を受けら

れる権利利益を保障するものではないこと

>憲法13条から、本件各立法行為を求める請求権は導かれない

■本件立法不作為が憲法14条1項に違反する旨の原告らの主張に理由がない

>憲法14条から、本件各立法行為を求める請求権は導かれない

援護法は、「被爆者」の範囲を、原子爆弾の放射線に被爆したことにより健康被害が生じることについて一定の科学的合理性を有する科学的知見を前提とした具体的な根拠が認められる場合に限っている。

一定の科学的合理性を有する科学的知見を前提とした具体的な根拠が存在しない二世について、「被爆者」と異なり援護の対象としない区別的取扱は、14条に反する不合理な取扱ではない。

## 9 第8回期日：令和元年9月10日

### (1)原告側

#### 【準備書面5】提出

■被爆二世らが国の援護を受ける権利は、憲法13条および14条1項によって保障されるから、この立法不作為は憲法違反である。

>被爆二世の抱く不安

被爆二世の健康不安は、親やきょうだい等の健康が損なわれる経験、あるいは自らが患ってきた経験から生じ、放射線の遺伝的（継世代的）影響が否定できないという科学的な帰結によって裏付けられてきたものである。そして、その不安は、根源的に国の行為に端を発するものである。

>憲法13条による保障

健康不安に対して国の措置を求めることは、個人の人格的な生存に不可欠な基本的人権に基づくものであると言えるから、被爆二世が国の援護を求める権利は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障する憲法13条によって保護される。

>憲法14条による保障

被爆二世において、放射線の遺伝的（継世代的）影響は否定しえず、少なくとも「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」ことは明らかである。とすれば、被爆者援護法上の「被爆者」と被爆二世の間に実質的な違いは見当たらないから、両者の取扱に差異を設けることの合理性は見いだせない。

■違憲の立法不作為が国家賠償法1条1項の違法性を有すること

>違憲の立法不作為について国賠法上の違法性が判断された裁判例

- ・最高裁昭和60年判決
  - ・最高裁平成17年判決（前段）（後段）
  - ・最高裁平成27年判決
- （このうち、原告は平成17年判決の基準に基づき主張）

>その裁判例の判断基準

(1) 最高裁平成17年判決（前段）

立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合

(2) 最高裁平成17年判決（後段）

国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合

→ 本件は、以上の要件に該当するため、違憲の立法不作為は国賠法上違法である。

(2)被告側

なし

10 第9回期日：令和2年1月21日

(1)原告側

【準備書面6】提出

■原告ら被爆二世が置かれた具体的状況（原告に共通する事情）

>原告らのうち相当数の原告らが様々な疾病に罹患している。

被爆二世という立場からすれば、様々な要因から自らの疾病が放射線被害の遺伝的影響と思わざるを得ない状況がある。

>加えて、親から引き継いだ放射線被害の影響がさらに自分の子や孫に受け継がれていくのではないかと、との不安を抱かざるを得ない。

>ここで想起されるべきは、1968年に制定された原爆特別措置法の立法経緯である。

1968年4月2日の第58回国会衆議院本会議における厚生大臣の趣旨説明でなされた「他の一般国民には見られない特別の支出を余儀なくされている者等、特別の状態におかれている者が数多く見られるところ」という指摘は、被爆二世に一般的に当てはまる問題である。原告らのおかれている具体的状況からすれば、上記の原爆特別措置法の制定が必要とされたのと同趣旨で、被爆二世に対する援助がなされなければならない。

>現在、被告が被爆二世に対して行っている施策は被爆二世健康診断だけ。

ここにガン検診は含まれておらず，二世の不安を解消するものになっていない。被爆者にとって健康面において最も重要な問題は「ガン」である。

(2)被告側

なし

1 1 第10回期日：令和2年7月20日

(1)原告側

【準備書面7】提出

■原告ら全員分について，個々人の状況を具体的に主張  
(陳述書に基づき記載)

(2)被告側

なし

1 2 第11回期日：令和2年10月6日

原告側準備書面提出予定

第3 裁判の今後の予定

- 1 「被爆二世運動と行政の対応の経過」についての主張
- 2 専門家証人（振津先生）の意見書提出
- 3 専門家証人，原告本人らの証拠調べ（証人尋問，当事者尋問）

以上